

# 42 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

## 制度概要

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等の免税購入対象者に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。
  - 令和7年4月1日における許可件数は138件。
- ※令和7年度税制改正により、輸出酒類販売場制度は、訪日外国人旅行者等の出国時に免税対象酒類の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、免税販売の成立後に免税店から免税購入対象者に対して酒税相当額を返金するリファンド方式に改正されました。この改正は、令和8年11月1日から施行されます。

